

本人通知制度の登録を希望される方へ

本人通知制度の利用は、希望者に限るため事前に登録が必要です。登録を希望される方は「丹波市本人通知制度事前登録申出書」を記入して提出してください。なお、受付時に窓口に来られた方の本人確認を行います。

受付場所・受付日時	<受付場所> 市役所 市民安全課 柏原支所 青垣支所 春日支所 山南支所 市島支所 <受付時間> 月曜日～金曜日（休日は除く） 午前8時30分～午後5時15分
必要なもの	<登録者本人が申し出る場合> ・登録者本人の「本人確認書類」 ※個人番号カード、運転免許証、パスポート、その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証など（本人の写真が貼付されているもの）
	<代理人が申し出る場合> ①法定代理人 ・代理人の「本人確認書類」 ・戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類 ※登録者の本籍が丹波市の場合は省略可 ②法定代理人以外の者（登録者本人が申出できない場合に限る） ・代理人の「本人確認書類」 ・委任状

※登録が完了し、本人通知制度が適用されるのは、登録受付日の翌週の水曜日（休日の場合はその翌開庁日）からになります。

※他の市区町村に住民登録をしている人や、疾病などにより直接窓口に出頭を行うのが困難な人など、やむを得ない事情がある場合「郵送による申出」も可能ですのでご相談ください。

本人通知制度の詳しい内容は裏面をご覧ください。

～ 本人通知制度の概要 ～

本人通知制度とは

この制度は、住民票の写し又は戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録をした人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。

証明書の交付事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できます。

本人通知制度を利用するには

あらかじめ本人通知制度事前登録者名簿に登録（事前登録）が必要になります。「丹波市本人通知制度事前登録申出書」を受付場所にて記入して提出してください。

登録受付日の翌週の水曜日（休日の場合はその翌開庁日）に登録が完了しますので、登録完了日以降に交付した証明書が通知の対象となります。

なお、他の市区町村に住民登録をしている人や、疾病により直接窓口に申出を行うのが困難な人など、やむを得ない事情がある場合は「郵送による申出」も可能です。

転居や転出、転籍など、住所や本籍が変更になった場合は、「丹波市本人通知制度事前登録事項変更・廃止届出書」を提出してください。

本人通知制度の利用をやめるときは、廃止の手続きが必要です。

事前登録の対象者

- ①丹波市の住民基本台帳又は戸籍の附票に登録されている人（消除された人を含む）
- ②丹波市の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）

本人通知の対象となる証明書

- ①住民票の写し（消除された住民票を含む）
- ②戸籍の附票の写し（消除された附票を含む）
- ③住民票記載事項証明
- ④戸籍謄抄本（除籍謄抄本を含む）
- ⑤戸籍記載事項証明

本人通知の記載事項

代理人や第三者に証明書を交付した場合の通知内容は、①交付年月日 ②交付証明書の種別 ③交付枚数 ④交付請求者の種別の四項目です。

※交付請求者の氏名や住所を通知することは出来ません。

問合せ先：丹波市役所 市民安全課 戸籍係 ☎0795-82-2002

受付日時：月曜日～金曜日（休日は除く）

午前8時30分～午後5時15分